



平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会社名 株式会社ハウスイ
代表者名 代表取締役社長 高橋 昌明
(コード番号 1352 東証第一部)
問合せ先責任者 執行役員管理本部副本部長 小林 留一
(TEL 03-3543-3536)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成 28 年 7 月 14 日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善報告書

以 上

改善報告書

平成 28 年 7 月 29 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿



この度の当社の不適切な会計処理に関する過年度決算短信及び有価証券報告書（以下「過年度決算短信等」といいます。）の訂正について、有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規程に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

目次

1. 事案の概要、経緯・原因	2
(1) 過年度決算訂正の内容	2
(2) 過年度決算訂正に至った経緯・原因	5
① 過年度決算訂正の経緯	5
② 調査の方法・範囲・期間	5
③ 調査により判明した事実の内容	7
ア 元経理課長による横領	7
イ 取引先（A社）との取引における不適切な処理	8
ウ 当社（ハウスイ）との（帳合不可）取引における不適切な処理	8
エ 工場内部取引における不適切な処理	10
オ 原材料の他社転売時の不適切な処理	10
カ クレーム返金における不適切な処理	11
キ 類似議案の有無	11
ク のれんの減損、ハウスイ単体における株式評価減等	12
④ 決算訂正が生じた原因	12
⑤ 関係者の処分	13
2. 改善措置	13
(1) 原因分析	13
① せんにちにおける原因	13
② ハウスイにおける原因	15
(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む）	16
(3) 改善措置の実施スケジュール	20
3. 投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	21



1. 事案の概要、経緯・原因

(1) 過年度決算訂正の内容

当社は平成28年4月14日付「当社の連結子会社における不適切な会計処理についての調査結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日付で過年度決算短信等の訂正を実施しました。

当該過年度決算短信等の訂正内容及び業績に及ぼす影響額については、以下のとおりです。

【連結財務諸表】

(単位:百万円)

事業年度	項目	訂正前①	訂正後②	影響額②-①	変動率(%)
(第79期) 平成26年3月期 第1四半期	売上高	11,691	11,691	—	—
	売上原価	10,633	10,656	22	0.22
	売上総利益	1,058	1,035	△22	△2.17
	営業利益	108	85	△22	△21.15
	経常利益	124	102	△22	△18.34
	四半期純利益	80	57	△22	△28.61
	純資産	5,568	5,545	△22	△0.41
	総資産	21,219	21,220	1	0.01
(第79期) 平成26年3月期 第2四半期	売上高	24,119	24,118	△0	0.00
	売上原価	21,965	21,987	22	0.10
	売上総利益	2,154	2,130	△23	△1.10
	営業利益	202	178	△24	△11.93
	経常利益	244	220	△24	△9.90
	四半期純利益	129	105	△24	△18.71
	純資産	5,630	5,606	△24	△0.43
	総資産	22,021	21,996	△24	△0.11
(第79期) 平成26年3月期 第3四半期	売上高	38,173	38,160	△12	△0.03
	売上原価	34,767	34,800	32	0.09
	売上総利益	3,405	3,359	△45	△1.35
	営業利益	390	342	△47	△12.28
	経常利益	461	413	△47	△10.40
	四半期純利益	247	199	△47	△19.42
	純資産	5,778	5,730	△47	△0.83
	総資産	25,335	25,287	△47	△0.19
(第79期) 平成26年3月期 通期	売上高	50,537	50,486	△51	△0.10
	売上原価	46,154	46,189	35	0.08
	売上総利益	4,383	4,296	△86	△1.97
	営業利益	291	199	△91	△31.38
	経常利益	381	290	△91	△23.92
	当期純利益	211	125	△85	△40.48
	純資産	5,727	5,641	△85	△1.49
	総資産	24,515	24,423	△91	△0.37

【連結財務諸表】

(単位：百万円)

事業年度	項目	訂正前①	訂正後②	影響額②-①	変動率(%)
(第80期) 平成27年3月期 第1四半期	売上高	15,117	15,106	△11	△0.08
	売上原価	13,944	13,943	△1	△0.01
	売上総利益	1,173	1,163	△10	△0.86
	営業利益	△48	△60	△12	26.50
	経常利益	△36	△49	△12	35.02
	四半期純利益	△27	△43	△16	60.06
	純資産	5,500	5,398	△102	△1.85
	総資産	25,229	25,126	△102	△0.41
(第80期) 平成27年3月期 第2四半期	売上高	31,427	31,403	△24	△0.08
	売上原価	28,997	28,992	△4	△0.02
	売上総利益	2,430	2,410	△19	△0.82
	営業利益	35	10	△25	△71.50
	経常利益	55	29	△25	△46.21
	四半期純利益	17	△8	△25	—
	純資産	5,556	5,445	△111	△2.00
	総資産	25,315	25,202	△113	△0.45
(第80期) 平成27年3月期 第3四半期	売上高	50,815	50,778	△36	△0.07
	売上原価	46,938	46,929	△8	△0.02
	売上総利益	3,877	3,849	△27	△0.72
	営業利益	232	195	△37	△15.96
	経常利益	263	225	△37	△14.12
	四半期純利益	140	102	△37	△26.53
	純資産	5,719	5,596	△122	△2.15
	総資産	28,867	28,745	△122	△0.42
(第80期) 平成27年3月期 通期	売上高	67,428	67,391	△37	△0.05
	売上原価	62,346	62,334	△12	△0.02
	売上総利益	5,081	5,057	△24	△0.48
	営業利益	274	236	△37	△13.83
	経常利益	321	283	△37	△11.80
	当期純利益	143	△295	△438	—
	純資産	5,751	5,226	△524	△9.12
	総資産	24,846	24,313	△532	△2.14

【連結財務諸表】

(単位：百万円)

事業年度	項目	訂正前①	訂正後②	影響額②-①	変動率(%)
(第81期) 平成28年3月期 第1四半期	売上高	16,940	16,933	△7	△0.04
	売上原価	15,697	15,695	△2	△0.01
	売上総利益	1,242	1,237	△5	△0.40
	営業利益	53	58	4	9.32
	経常利益	68	72	4	7.12
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	34	38	4	14.58
	純資産	5,648	5,128	△519	△9.20
	総資産	27,441	26,922	△519	△1.89
(第81期) 平成28年3月期 第2四半期	売上高	34,439	34,415	△24	△0.07
	売上原価	31,828	31,824	△4	△0.01
	売上総利益	2,610	2,591	△19	△0.75
	営業利益	227	228	0	0.16
	経常利益	255	255	0	0.14
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	134	135	0	0.26
	純資産	5,764	5,240	△523	△9.09
	総資産	27,304	26,780	△523	△1.92
(第81期) 平成28年3月期 第3四半期	売上高	53,994	53,958	△35	△0.07
	売上原価	49,859	49,851	△7	△0.01
	売上総利益	4,134	4,106	△28	△0.68
	営業利益	476	477	1	0.29
	経常利益	517	518	1	0.26
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	309	310	1	0.44
	純資産	5,964	5,441	△522	△8.77
	総資産	30,943	30,420	△522	△1.69

(2) 過年度決算訂正に至った経緯・原因

① 過年度決算訂正の経緯

ア 株式会社せんにち設立の経緯と事業内容

当社の子会社「株式会社せんにち」（以下、「せんにち」という。）は、平成25年5月に、千日総本社より、事業を譲り受け発足した会社であります。千日総本社は、昭和22年創業以来、「厚焼き玉子」の製造、販売をしてきた関西地区では老舗の会社であります。現在の「せんにち」の主要製品は「玉子製品」と「あんこ製品」であります。

イ 横領発覚の経緯

「せんにち」において、平成28年2月上旬、「せんにち」営業本部長が取引先の仕入高について疑問を持ち、元経理課長に質問をしていたところ回答は無く、数日経過後に本人より退職の申し出がありました。営業本部長はさらに調査を進め、販売システムと会計システムの仕入金額の不一致リストを提示し元経理課長に説明を求めたところ、元経理課長本人が不正をしていたことを自認しました。

元経理課長を自宅謹慎にし、「せんにち」管理部門職員による社内調査を開始するとともに、元経理課長への事情聴取を実施しました。その結果、元経理課長が小口現金からの出金や取引先からの請求書の偽造等の方法によって、横領していた事実が判明しました。

② 調査の方法・範囲・期間

ア.信濃橋税理士事務所（せんにち顧問税理士事務所）による調査

当社は、「せんにち」による社内調査報告を受け、「せんにち」と協議し、同社の顧問税理士事務所（信濃橋税理士事務所）に横領金額の調査を依頼し、調査の過程で横領のほかにも不適切な会計処理の事実やその方法も究明され、平成28年3月9日付にて調査報告書を受領しました。

（調査委員）

信濃橋税理士事務所 代表	紙谷 将（公認会計士）
同 所員	高松 浩二（税理士）
さくら萌和有限責任監査法人	竹橋 仁政（公認会計士）

（調査の目的）

(ア) 不正取引の特定

元経理課長による不正な出金に関して金額を確定させるとともに、不正取引の方法および横領額を特定すること。

(イ) 会計処理訂正の検討

元経理課長による不正に関し、不自然な会計処理を行っているものが散見されたことから、会計上訂正を行うことが必要なものを特定すること。

（調査対象期間）

平成25年5月（せんにち事業開始月）から平成28年1月

（調査の方法・範囲）

(ア) 元経理課長の不正の方法および横領額の確認

- a. 「せんにち」の預金通帳を確認し、通帳摘要欄がカードまたは支払機となっている「現金引き出し」について、仕訳日記帳で「普通預金」の相手勘定を確認、相手勘定が「小口現金」以外の会計仕訳について内容を検討しました。

- b. 仕訳日記帳より貸方「小口現金」、借方「仮払金」や「売掛金」等の会計仕訳を抽出し、抽出した会計仕訳のうち補助科目や摘要欄に不自然なものがないかを確認し、内容を検討しました。
- c. 仕訳日記帳より貸方「仮払金」、借方「売掛金」・「未収入金」・「仮払消費税」等の会計仕訳を抽出し、抽出した会計仕訳のうち補助科目や摘要欄に不自然なものがないかを確認し、内容を検討しました。

(イ) 会計処理訂正の検討

- a. 仕訳日記帳を精査し、仕訳内容に疑義があるものについては、原始資料からその内容を確認しました。
- b. 月次会計処理ファイル（月次締め処理に必要な資料を綴じているファイル）を精査し、会計仕訳との整合性を確認しました。
- c. 販売システム計上数値と会計計上数値を比較し、整合性を確認しました。

(調査期間)

平成28年2月15日から平成28年3月3日まで

イ. 当社経理部による調査および当社の会計監査人による監査

信濃橋税理士事務所による調査で不適切な会計処理の事実が判明した時点で平成28年3月期の決算を間近に控えており、決算処理との関係から迅速な調査が必要であると判断しました。なお事前に外部機関(信濃橋税理士事務所)で1ヶ月かけて調査をし、その調査範囲もせんにち設立以降3年間に限られていることを理由に、第三者機関による調査ではなく、当社の会計監査人と調査方法を協議して、信濃橋税理士事務所の協力を得て、当社経理部による社内調査を行うことにしました。それによって、当社の会計監査人(和宏事務所)との連携も可能となり、その後の決算対応との関係でも円滑かつ合理的に対応が可能となりました。

また、同時に当社の会計監査人による今回の事案究明のための特別な「せんにち」への往査が実施されました。往査においては、仕訳伝票を精査し、横領金額や不適切な会計処理を明確にして、最終的に不適切な会計処理による当社業績への影響額を、平成25年度第1四半期から平成27年度第3四半期まで、四半期毎に確定しました。

(調査委員)

当社経理部 (経理部長、同 部長待遇、同 係長)

(調査対象期間)

平成25年5月(せんにち事業開始月)から平成28年1月

(調査の方法・範囲)

- (ア) 仕訳伝票の精査、特に、不正に使用された「仮払金」、「売掛金」、「買掛金」、「未収入金」、「立替金」、「仮払消費税」等を原始資料から内容を確認しました。
- (イ) 不適切な会計処理の内容と仕訳を確認しました。
- (ウ) 販売システムと会計システムの整合性を確認しました。
- (エ) 不適切な会計処理による当社業績への影響額を確定しました。(四半期決算別)

(調査期間)

平成28年3月14日から平成28年4月9日まで

③ 調査により判明した事実の内容

ア 元経理課長による横領

(ア) 横領の手法及び金額と不適切な会計処理

元経理課長への事情聴取及び帳票類の確認も行った結果、「仮払金」や「小口現金」からの出金や、請求書の偽造等による預金引き出しを通じて横領が行われていたことが判明しました。またすべての取引先には、平成28年2月末に、債権債務の照合をした結果、差異はなく、不明な取引先への支払や、取引先への支払が未払いとなっているような状況はありませんでした。それを受けて、横領の調査結果は次の通りであります。

a. 「仮払金」や「小口現金」出金による横領と不適切な会計処理

せんにち決算期	金額	不適切会計処理
第1期 (平成26年3月期)	878,000円	「仮払金」として出金し、架空経費(保管料、運賃、交際費等)を計上し「仮払金」を消去
	900,000円	「仮払金」として出金し、「売掛金」に振替えて「仮払金」を消去
	3,890,000円	「仮払金」として出金し、「立替金(A社)」に振替えて「仮払金」を消去、「立替金(A社)」をA社との精算仕訳に紛れ込ませ消去
小計	5,668,000円	
第2期 (平成27年3月期)	11,500,000円	「仮払金(その他)」から「仮払消費税」に振替えて「仮払金」を消去
	1,930,000円	「仮払金(その他)」から「未収入金(A社)」に振替えて「仮払金」を消去し、「未収入金(A社)」から「仕入高」に振替えて「未収入金(A社)」を消去
小計	13,430,000円	
第3期 (平成28年3月期)	400,000円	「小口現金」から出金し、「未収入金」として処理
合計	19,498,000円	

b. 請求書の偽造等による預金引出しと不適切な会計処理

せんにち決算期	金額	不適切会計処理
第3期 (平成28年3月期)	8,530,000円	本物の請求書に似せた請求書を偽造し、請求金額を「普通預金」から現金で引出し、「仕入高(B社)」として計上(計10回)
	324,000円	「せんにち」からC社への請求書を転用し、経費支払依頼書を作成し、「小口現金」から出金し、「立替金(その他)」として処理
合計	8,854,000円	

総合計	28,352,000円	
-----	-------------	--

イ 取引先(A社)との取引における不適切な処理

(ア) 取引の概要

A社は、大阪府中央卸売市場(北部市場)で「せんにち」の商品をメインとし、店頭販売している取引先であります。店頭販売の他、比較的小さな飲食店等にも配送販売しています。

「せんにち」からA社への売上は、取引開始時から2種類のみであります。

1つ目は、商品の供給に対する売上。

2つ目は、ロイヤリティ売上。(事業譲受以前よりA社に対する経営指導料をロイヤリティとして受領しており、それを、そのまま「せんにち」でも引き継いできました。)

取引開始時(事業譲受以前で、千日総本社時代の平成22年4月)に、A社に対し与信がなく、「せんにち」からの商品供給の保全を図るため、A社が店頭販売した売上金額を預かることとしました。

この預かった金額から商品供給金額、ロイヤリティ及び立替諸経費を控除した金額をA社へ支払うことで精算を行う取引であります。現在は、A社の信用状況も改善したので平成28年4月より他の取引先と同様な取引方法に変更しました。

(イ) 不適切会計の原因

平成25年9月よりA社の取引による利益の計上は、ロイヤリティ部分を営業外収益で計上していましたが、本業である「玉子製品」の販売による利益であるため、営業利益への計上に変更することを「せんにち」にて決定しました。その変更を受けて、元経理課長は、その経理処理の方法として、従来(平成25年8月まで)販売システムに売上計上されていたのは、商品供給の売上のみでありましたが、平成25年9月より販売システムでの売上計上処理を次のように変更しました。

変更内容は、A社から預かった金額が商品供給の売上よりも過大となるため、その差額(以下「売上差額」という。)を販売システムに追加で売上計上するものです。変更した理由は、預かった金額を販売システムで消込処理を行うためと考えられます。しかしながら、売上差額については、当社は預かっているだけの金額(A社へ返金する金額)なので実質的に売上になるものではありません。よって、販売システムで売上を計上するのであれば、精算時に経費(売上割戻し又は販売手数料等)にて処理を行う必要がありました。この経費処理を行っていなかったことにより、過剰の利益が計上されていました。

(ウ) この処理による影響額

この処理により、1期目(平成26年3月期)25.8百万円の利益過大計上、2期目(平成27年3月期)42百万円利益過大計上、3期目(平成28年3月期)25.9百万円の利益過大計上、3ヶ年合計93.7百万円利益が過大となっていました。

ウ 当社との(帳合不可)取引における不適切な処理

帳合取引は、「せんにち」が協力工場から製品を仕入れる際、当社を商流上通す取引(物流は、直接「せんにち」や「せんにち」の得意先へ直送)であります。当社から協力工場への支払サイトより、「せんにち」から当社への支払サイトを長くすることによって、「せんにち」の資金繰りを支援することになります。

事業譲受後、「せんにち」の資金繰りを支援する目的で、当社が帳合に入って取引をしましたが、あんこ製品と玉子製品の取引において、以下のような不適切な処理が行われていました。

(ア) 取引の概要(あんこ製品)

平成25年5月の事業譲受直後は、「せんにち」の自社工場では、製品在庫をシステムで管理できなかったため、当社の水産事業の在庫システムで管理すべく、製品完成時に当社へ全額販売する方法をとっていました。その後平成25年8月に、「せんにち」の自社工場で製品在庫システムができたため、当社

への販売は実際に出荷した時点で販売する方法に変更されました。

a 不適切会計の原因

平成25年8月の変更の際し、8月以前に当社に販売したあんこの在庫については、7月及び8月にて返品されていました。(従来、あんこ在庫は当社が保有していましたが、「せんにち」保有に変更となりました)その時点で、原始資料と伝票を確認すると、正しく処理されていました。元経理課長は、第3四半期決算(平成26年3月期)において、当社との債権債務の照合をしていないにもかかわらず、当社との売掛金の計上額に差異が生じており、その原因があんこ製品の当社への出荷高の売上計上が漏れていると誤認し、平成26年1月に売上計上したものと推測されます。

b この処理による影響額

この処理により、1期目(平成26年3月期)21.7百万円利益が過大となっていました。

(イ) 取引の概要(玉子製品)

協力工場からの玉子製品の仕入は、当社の帳合で行うことにしましたが、事業譲受当初は協力工場の都合(協力工場で当社の取引口座を設定するのに時間を要したため)で帳合出来ない仕入先があり、その場合は次のような、実質的には当社との帳合のような処理となっていました。

- A. 「せんにち」で仕入
- B. 「せんにち」から当社に販売
- C. 「せんにち」が当社から仕入
- D. 「せんにち」から外部へ販売

この処理では、ACで仕入が、BDで売上が二重で計上されることになることから、会計上では二重計上にならないように、重複する売上と仕入を控除する会計処理がされていました。

なお、現在は協力工場からの玉子製品の仕入は、すべて当社が帳合に入っていて上記のような処理は行っておりません。

a 不適切会計の原因

平成25年5月においては、会計上C.の当社からの仕入の計上がされていませんでした。仕入が計上されていないにも係わらず、当社へは、支払いがされていました。その会計処理は、次のとおりであります。

- ア. H25/8/1 立替金(ハウスイ) / 買掛金
- イ. H25/8/5 買掛金 / 普通預金(支払1回目)
- ウ. H25/11/5 仮払消費税 / 立替金(ハウスイ)
- エ. H25/12/31 立替金(その他) / 仮払消費税
- オ. H26/1/1 売掛金 / 立替金(その他)
- カ. H25/9/4 買掛金 / 普通預金(支払2回目)

上記ア～カの仕訳を集約すると、売掛金 / 普通預金 という仕訳になります。

本来は、ア.の平成25年8月1日の会計処理は、仕入 / 買掛金で処理すれば問題が生じませんでしたが、元経理課長は、何らかの意図をもって、立替金(ハウスイ) / 買掛金とし、この立替金(ハウスイ)を消し込むため、仮払消費税や売掛金を使って、一連の不適切会計処理をしてきました。その結果として、本来であれば「仕入 / 買掛金」及び「買掛金 / 普通預金」と処理されるべきところ、一連の仕訳を集約すると「売掛金 / 普通預金」という不適切な会計処理となっていました。

b この処理による影響額

この処理により、1期目(平成26年3月期)22.9百万円利益が過大となっていました。

エ 工場内部取引における不適切処理

(ア) 取引の概要

営業部門と自社工場部門は、部門別収支管理をしているため、当該原料に仕切り価格を設定したうえで営業部門から自社工場への社内取引として処理していました。

(イ) 不適切会計の原因

通常は社内取引として処理すべきであるのに販売システムで「せんにち大阪工場」への売上を計上入力したため、外部売上となり過剰な売上となりました。

(ウ) この処理による影響額

この処理により、1期目(平成26年3月期)1.3百万円、2期目(平成27年3月期)、4百万円、3期目(平成28年3月期)4.7百万円、合計10百万円利益が過大となっていました。

オ 原材料の他社転売時の不適切な処理

(ア) 取引の概要

「せんにち」の自社工場は、玉子製品のための“調味液”など原材料の仕入単価を下げるため、一括して協力工場も含めて購入し、協力工場へ販売をしています。(実際の取引の商流は、購入先→「せんにち」→協力工場ですが、物流は、購入先→協力工場となります)

(イ) 不適切会計の原因

元経理課長は、他社へ転売した原材料の請求書(当社が発行する請求書)を基に、正しくは、仕入として計上するべきところを、仕入を減額して未収入金として計上していました。また、他社転売分の原材料金額を購入時に仕入として計上せず、未収入金として計上していました。これにより、未収入金が二重で計上されるとともに、仕入金額が過少になっていました。

(ウ) この処理による影響額

この処理により、平成26年3月期で12百万円利益が過大となっていました。

(エ) 平成27年3月期の対応

a. 平成27年4月、「せんにち」が契約している税務会計事務所より「仮払消費税」が異常に多いことを指摘されました。

b. 当該指摘を受け、平成27年4月19日、せんにち元社長、元管理本部長、総務課長ならびに当社より独立監査役(公認会計士、せんにち監査役も兼任)が参加し、元経理課長より事情聴取し、その真偽確認や事後処理方法や再発防止策等を検討しました。

c. 元経理課長は、「1期目(平成26年3月期)の上記過剰利益12百万円に気づき、2期目にその修正をしましたが、この修正による2期目の利益減少をカバーするため、得意先へのリベート支払として、ほぼ修正額と同額を仮払金から出金し、それを得意先へ自ら支払うことにより、リベート支払を未計上にした。この処理により、「仮払消費税」の金額に誤りが生じた。」と当時説明していました。

(※今回の調査により、リベートは通常通りネットバンキングから支払われており、仮払金からの出金は横領されていたことが判明)

d. 「せんにち」では、銀行の「振込依頼受付証明書」と「仮払金」の総額が合致したことから、元経理課長の説明を信じてしまい、さらに、営業や経理の実務担当者にリベート支払の作業状況の確認も怠っていました。

e. 元経理課長の不正はなかったと認識したこと、ならびに修正金額から独立監査役やアドバイザーである第三者の公認会計士と協議の上、2期目(平成27年3月期)の決算で一括処理しました。同時に元経

- 理課長への減給処分、元管理本部長への始末書提出の処罰を行い、以下の再発防止策を実施しました。
- ・管理本部の中に購買課を設けて、管理本部副本部長兼購買課長として、当社より人を派遣して、原料の仕入を購買課ですべて一括し、原料の購入数量の管理を行い、また工場では原料の使用数量、在庫管理を行うことによって、原料の二重管理の体制をとりました。
 - ・リベートについては、営業課と経理課と月次売上管理で、その引当額を相互に確認する仕組みをとりました。
 - ・現預金の支払について、元管理本部長、副本部長によるチェックを厳密に行うよう当社から指導しました。
- f. 今回の横領や不適切会計の発覚を受け、(1)の過年度決算訂正では、eで処理した金額を一旦元に戻して、改めて発生期毎に修正する形で、正しく処理を行いました。

カ クレーム返金における不適切な会計処理

(ア) 取引の概要

D社は米飯製造・販売のベンダー会社であり、主として海苔巻やチラシ寿司などを製造しています。当社からは厚焼玉子の成形によってでる端材を販売していました。

自社工場品からでる端材では足りなくなり、協力工場品も販売した際、殺菌工程を経ない商品を販売してしまったことにより、平成27年10月にその当該商品について全品返却を受けることにしました。

(イ) 不適切会計の原因

返金時の会計処理は、次のとおりとなっています。

売掛金／普通預金

本来クレーム処理は、販売システムで返品処理するのが、正しい処理方法であります。ここでは、その処理がとられていなかったため、この売掛金を売上のマイナスまたはクレーム代で処理する必要がありましたが、それが行われていませんでした。

(ウ) この処理による影響額

この処理により、3期目(平成28年3月期)89万円利益が過大となっていました。

キ 類似事案の有無

当社のグループ子会社は、「せんにち」のほかに(株)水産流通、中央フーズ(株)の2社があります。

その2社に対する調査は、役員に対するヒヤリングを行い、加えて平成27年12月末の会計データと直近平成28年2月分の会計データを精査し、正しく仕訳がなされているか否か、仮払金や立替金で精算されずに滞留しているものがあるか否かを調査しました。このように直近時のデータに限定したのは、「せんにち」を除く子会社2社と当社は、同一の会計ソフトを利用しており、平素より当社で四半期決算毎に、仕訳の確認がなされているためであります。その結果、類似事案はありませんでした。

なお、ヒヤリングは、当社経理担当、役員、部長、監査役や当社の会計監査人で行ない、その内容は次のとおりです。

- (ア) 仮払金として支出し、その後、経費、売掛金、未収入金、仮払消費税等に振替えることで、資金が不正に流出するリスクがあるかないか。
- (イ) 請求書を偽造し普通預金から現金を引出し仕入を計上することで、資金が不正に流出するリスクがあるかないか。
- (ウ) 与信がない会社への売上に関する例外的取引について、会計処理を誤るリスクがあるかないか。

- (エ) 製品の売上計上方法を変更したこと等を理由に、誤って売上高、売掛金を修正することで、売上高及び売掛金を過大に計上するリスクがあるかないか。
- (オ) 工場内売上を外部売上として計上するリスクがあるかないか。
- (カ) 帳合取引を正しく会計処理しないことにより売上高が過大、仕入高が過少に計上されるリスクがあるかないか。
- (キ) クレーム返金の処理を誤り、売上高及び売掛金を過大に計上するリスクがあるかないか。
- (ク) 工場の原材料を他社に販売する取引において、仕入計上とすべきところを、未収入金処理することで、仕入高を過大、未収入金を過大に計上するリスクがあるかないか。
- (ケ) 販売管理システムにおいて、売上計上されないリスクがあるかないか。
- 以上の観点をもとにリスクの有無を判断し、会計処理を確認した結果、正しく処理されており問題はありませんでした。

ク のれんの減損、ハウスイ単体における株式評価減等

「せんにち」の事業収支に大きく影響を与える玉子製品の原料価格が、事業譲渡以前と事業譲渡後の初年度下期以降では、大幅に上昇したこと(原料コストで約1億円UP/年間)、さらにこの「横領」や「不適切会計」を正して「せんにち」の1期目(平成26年3月期)、2期目(平成27年3月期)の決算をした結果、2期目に債務超過となったことを受けて、のれんの減損を次のとおり行いました。

(のれんの減損)

独立してそれ自体で減損兆候があるかどうか判断できないことから、のれんを含む固定資産合計で、減損の兆候を判断しました。まず営業損益から償却費を割り戻して営業キャッシュフローを算出した結果、固定資産簿価より低い金額であることから、のれんの減損が必要であると判断しました。事業計画をもとに計算した将来の営業キャッシュフロー等(765百万円)と固定資産簿価(1,168百万円)とを比較し差額(403百万円)を平成27年3月期に、当社の連結決算と「せんにち」の単体決算に減損損失として計上しました。

(ハウスイ単体における株式評価減等)

「せんにち」の純資産金額92百万円が7百万円まで下落したことにより、ハウスイの関係会社株式評価損として「せんにち」の株式90百万円(1期目83百万円、2期目7百万円)を特別損失に計上し、さらに「せんにち」が2期目で債務超過になったことから「せんにち」の売掛金に対し貸倒引当金繰入額426百万円を特別損失に計上しました。なお、これは単体決算での計上であり、連結決算では相殺されてゼロになります。

④ 決算訂正が生じた原因

(横領)

横領発覚後、せんにち社長等による元経理課長への5回に及ぶ事情聴取やせんにち社長等による元経理課長の自宅訪問などを実施しました。そこで元経理課長は家庭内でいくつかの課題をかかえており、そのため市中の金融業者から高利な借金もしていた事実が判明しました。その返済に追われていたため、横領をしたと思われます。

同時に「せんにち」の経理処理ルールの形骸化や元管理部長のチェックが細部まで及んでいないこと、経理処理に関わる権限が元経理課長に集中していたことなど、その横領をしやすい社内環境がありました。更に当社として、当社グループ全体に対する倫理憲章の周知徹底が不十分でありました。

(不適切な会計処理)

不適切な会計処理は、信濃橋税理士事務所や会計監査人(和宏事務所)、当社の調査によっても、横領の隠蔽か、元経理課長の専門的知識の不足、思い込み、確認事項を怠ったことによる事務処理ミスなのか、個別の事案毎に明確に特定できていません。

経理処理は、基本的には事業譲受以前と同様であります。事業譲受後に変更した部分で不適切会計がみられます。つまり取引先A社への玉子製品販売によって得る利益をロイヤリティとして、営業外利益に計上していたことから、営業利益へ計上を変更した時点、また、「せんにち」の資金繰りを支援する目的で当社が帳合取引をするようにしたことによる会計処理の変更時点であります。

元経理課長はこの時点ですでに横領をしていたために、変更時点で正しい処理のあり方を、当社の経理部や第三者の専門家に確認できないままで、誤った処理をしたケースとその不適切会計を横領の隠蔽に利用したケースが混在しているように思われます。

一方「せんにち」の経理処理ルールの形骸化や元管理本部長のチェックが細部まで及んでいないことや、経理処理に関わる権限が元経理課長に集中していたこと、また経理担当社員も元経理課長の指示のもとでの処理についても、問題認識をもてるような専門的な教育がなされていなかったことなど、当社の社内環境の不備も一因として考えられます。

⑤ 関係者の処分

ア 元経理課長

・懲戒解雇（平成28年2月12日）

・刑事告訴

4月11日吹田警察署へ告訴状提出（警察にて告訴状の内容確認中のためまだ受理されていません）

・民事訴訟

5月17日大阪地裁へ訴状提出

6月7日第1回弁論期日が確定

7月13日第1回弁論開催

イ 「せんにち」

非常勤取締役会長 平成28年6月退任

代表取締役社長 同 上

取締役1名 同 上

・元管理本部長は事件発覚前の平成28年1月に定年退職

ウ 하우스イ

代表取締役会長 報酬月額20%を減額 6ヶ月間

代表取締役社長 同 上

2. 改善措置

(1) 原因分析

① 「せんにち」における原因

ア. 「せんにち」における牽制機能の形骸化

(ア) 元管理本部長の経理の細目にわたるチェック機能の不完全さ

元経理課長の上席である元管理本部長は、事業譲受時より社内規程の整備や労務問題に迫われ、経理

関係については、元経理課長を信頼して、その細目までチェックが及んでいませんでした。元管理本部長は、主として月末に決裁書類をまとめて承認するなどの確認に留まっており、一件ずつの証憑、伝票についての細部の確認、チェックをしていませんでした。

(イ) 経理処理ルールの形骸化

経理処理ルールやそこでの管理本部長や経理課長の権限は職制規程で明記されていましたが、元経理課長のルールを守らない処理に対する元管理本部長からの牽制もなかったこと、あるいは第三者にみえない形でルール無視によって、経理処理ルールが形骸化されていました。

(ウ) 元経理課長への経理処理権限の集中

経理部は、元経理課長と経理担当者3人の体制でしたが、経理担当者は事務作業が主たる役割であり、元管理本部長も上述のとおり十分なチェック機能を果たせていなかったことから、経理に関わる指揮命令が、元経理課長に集中していました。そのため、仮払金での出金や仕訳を決める権限等、経理に関わる権限が実質的に元経理課長に集中していました。

イ 「せんにち」の経理担当者の専門知識不足

(ア) 経理担当管理職の専門知識の不足

不適切会計の処理をみると、横領の隠蔽工作のための意図的な不適切処理のほかに、思い込みや確認を怠ったなど、経理担当としての基本的な資質が欠けていたり、あるいは専門的な知識不足による不適切な処理もあったように思われます。元管理本部長は営業事務管理の職歴が長く、元経理課長は、経理担当としての職歴が長かったものの、両名ともその専門知識に欠けていました。

(イ) 経理担当者への経理専門知識教育の不足

経理担当者(決裁を経た伝票や証憑をもとに、会計システムへの入力、取引先への支払手続き、勘定内訳表の作成)も元経理課長の指示通りに経理処理を行うのみで、その処理の間違いを指摘できるくらいの専門的知識の教育をされていませんでした。また、経理処理の正しい方法について、元経理課長と議論するような、課内の風土もありませんでした。

ウ その他社内体制の不備

(ア) 人事・賃金制度の課題

昇格基準や昇給基準も明確でなく、千日総本社時代のオーナーの意向(現「せんにち」ではオーナーは存在していない)を反映したものとなっており、その客観性がないことから、社員のモラルに課題があり、事業譲受後もその改善が十分にされていませんでした。

更に退職金規程がないため、社員が定着せず、そのことが社内の風土を安定感のないものにしておりま

(イ) 「せんにち」の会議体のあり方

「せんにち」は、事業の要素である、商品開発や生産、販売に関わる責任者(部長、課長レベル)と経営者の定期的な会合がありますが、管理本部と経営者との定期的な会合がなく、管理部門に関わる問題、課題の共有化がありませんでした。

(ウ) 行動管理の不十分さ

外出の機会のある営業担当は、外出先の明記、更に訪問レポートの義務付けのなかで、その管理がなされていましたが、管理本部内には、その行動管理がされていませんでした。そのため元経理課長は単独な外出や時間外単独の業務をこなすなかで、不適切な処理を行っていましたが、それを発見できていませんでした。

② ホウスイにおける原因

ア 事業譲受時の対応の不十分性

(ア) 事業譲受直後の社内管理体制のリスクの認識の甘さ

第三者のデューデリを受け、事業譲受の契約をした段階で、事業に直結する生産設備や技術力、商品開発力、有力販売先の確認、そこでのブランド浸透力を中心に分析し、それらを支える上記②、(1)、①、ウに記載のような社内管理体制のリスクについて十分な認識がありませんでした。

(イ) 事業譲受後の人員採用に不十分な調査

従業員のうちパートを除く社員については、全員面接をして採用手続をとりましたが、そのキイとなる課長クラスについて、専門的能力の検証や倫理性についての審査が不十分でありました。

(ウ) 事業譲受後の支援体制の不十分さ

本来、初年度は半年くらい当社より応援社員を派遣して、管理面全般の整備を早急にすべきでありましたが、事業譲受時に調査や具体的確認をしていた製造や販売部門に比して、管理面全般に対して、そのベースとなる社内規程や人事賃金制度の分析が遅れており、そのリスクに対する認識が不十分でありましたこと、それに対応できる当社の人材不足もあり、当社からは社長と管理本部長を派遣し、アドバイザーとして公認会計士と契約をして体制を整えましたが、当社としての初期の支援が不足していました。アドバイザーはデューデリを担当した公認会計士であり、月1回月次決算をみでの指導であり、日々の経理処理の誤りまで細目の指導教育を委託しておりませんでした。

イ 「せんにち」に対する監督機能の不備

(ア) 当社より派遣取締役(非常勤)の監督機能の不十分さ

当社は「せんにち」に当社役員を非常勤取締役(1年目、2年目、2名とも非常勤取締役)(3年目、1名非常勤取締役会長)非常勤監査役1名を派遣していました。毎月1回、「せんにち」の月次決算取締役会で決算や課題について、報告を受け協議してきました。

「せんにち」の取締役会では、新商品開発、工場における改善が中心となり、会計処理についての十分な確認がとられておらず、社内の風土や管理部門の改革など幅広い検討が不十分でありました。

(イ) 当社の経営会議や取締役会での「せんにち」への監督機能の不十分さ

当社の経営会議や取締役会には「せんにち」の社長や常勤役員も出席しており、「せんにち」の事業収支の現状や原料価格の動向など事業環境の報告はありましたが、社内風土(社員の意欲や不満など)や管理部門に関わる問題が報告されていませんでした。

コンプライアンスの報告は、当社グループ全体として、半期に一度包括的になされていたため、個別子会社毎の深掘した報告、討議を実施していませんでした。

(ウ) 監査役会や監査役監査の監査機能の不十分さ

当社の常勤監査役は、各年度、10月に「せんにち」を当社の監査室長と同行のうえで訪問し、内部監査と同様の確認を行っていましたが、以下の(エ)のように確認が不十分であったため、そこでは元経理課長の不適切会計は見出すことはできませんでした。また、監査役4名(常勤2名、非常勤2名)は、当社の取締役会に出席し、そこで「せんにち」の社長より、月次決算の報告や原料事情などの説明を受けたが、それ以外の報告はなく、「せんにち」に不祥事が発生しているような兆候を把握できませんでした。

(エ) 内部統制監査や一般的な業務監査の不十分さ

a 内部統制監査の不十分さ

(a) 内部統制監査の状況

監査室長1名の体制(常勤監査役2名は、合同で監査する体制をとっています)で行っており、

全社統制に伴う規程の整備・運用状況を監査し「全社統制チェックリスト」を毎年提出させるとともに、経理部門については「決算財務プロセスに関する内部統制チェックリスト」を毎年提出させ監査していました。事業部門については業務記述書、フローチャート、RCMを作成し、年間の監査計画に基づき最低毎年1回「せんにち」の実態調査（平成27年度往査は平成28年3月）と証跡の収集を行い監査してきました。

その内容は、業務監査で工場における原料仕入等の購入に対する内部牽制がなされていないことや、工場システムがないため適正在庫、歩留まりの把握が難しいことなどを指摘しました。決算財務の監査については毎年「せんにち」が作成する「決算財務報告プロセスに関するチェックリスト」が主体となっていました。

(b) 内部統制監査の問題点

企業の事業目的に大きくかかわる売上高、売掛金などを評価対象にしていたため、不正の原因となった仮払金等の監査は、費目別の割合で5%未満のため監査対象外にしていました。また、経理課を含む「せんにち」全社における牽制機能等の整備・運用状況は「全社統制チェックリスト」の提出で問題ないとの回答を得ていたため監査していませんでした。また、売上高、売掛金については、評価は無差別にサンプルとして取引の会計処理内容を提出させ確認しましたが、サンプルには不適切な会計処理は含まれておらず問題を発見できませんでした。

(c) 一般的な業務監査の不十分さ

当社は、子会社3社に対して、従来期末在庫の実査については、実施していましたが「現金」の実査、コンプライアンスに関わる啓蒙状況、内部通報制度の状況等にかかる監査については実施していませんでした。

ウ その他コンプライアンス意識の欠如等

- ・全社員を集めた毎年年度初めに行う「方針説明会」の会合では、事業の具体的な方針の説明に集中し、当社の「倫理憲章」などの教育が不徹底でありました。
- ・内部通報制度については、職場環境やパワハラ等の通報(この3年間で9件の通報)はありましたが、横領や不適切会計等の通報はありませんでした。内部通報制度については、通報内容に偏りがあつたため、更に内部通報制度の趣旨を全員に周知徹底する努力が足りませんでした。

(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む）

子会社における不適切会計処理の発生原因等を踏まえ、「せんにち」ならびに当社に対して下記の再発防止に向けた改善策を実施するとともに、また、予防措置として他の子会社2社に対して、必要な改善措置を実施します。さらに親会社である中央魚類と連携して内部監査や一般の業務監査、コンプライアンス教育や社内通報制度の利用の徹底を図ります。以下に記載する措置の実施状況については、当社の監査室長が、毎月1回現地で運用状況を確認の上、項目毎に整理し当社の取締役会、監査役会に検証報告するとともに、親会社の中央魚類との情報連絡会(MH会議)でも検証報告を行います。MH会議は月2回開催し、メンバーは中央魚類の会長、社長、副社長、常務、当社の会長、社長です。

ア 「せんにち」での改善・再発防止策（他の子会社2社の予防策も含む）

「せんにち」における原因分析を受け、その原因分析毎の改善防止策を、「せんにち」単独あるいは、当社との共同で下記の通り実施します。

(ア) 「せんいち」の牽制機能の形骸化への対応

a 職務区分、職務権限の明確化

「せんいち」における業務内容と職務権限について平成28年5月に再度見直しをし、「経理分担業務フロー表」を制定し、「職制規程」を更新して、経理書類作成者と承認者を明確に区分しました。これによって単独での経理処理ができなくなりました。経理に関わるすべての決裁は、経理課長と管理本部長の二重チェックとして、それを受けての「経理システム」への入力、経理担当に限定しました。現在の管理本部長は、前任者より管理職として営業事務の経験が長く、(次の(イ)に記載のとおり外部の講習を受講し、さらなる経理知識の修得に努める予定です)また前任者と異なり、日々帳票類の細目のチェックをしています。(管理本部長のチェック・決裁のない帳票は、経理担当が経理システムへ入力できません)、また「せんいち」以外の子会社2社に対し、5月に業務分担が明確化されているか当社の経理部が調査し問題がなかったことを確認しました。

b 外部の牽制機能の導入

信濃橋税理士事務所とは、新たに平成28年5月に契約を更新し、「せんいち」に関する税務の他に教育や月次の決算仕訳の指導を受けることにしました。また、当社の経理部門による「せんいち」に対する定期的な業務内容の確認(主として仕訳内容や勘定科目内訳表の内容確認)を実施し、信頼性のある財務報告を作成するための指導を5月から開始し毎月実施します。

(イ) 「せんいち」の経理担当の専門知識不足への対応

「せんいち」の専門知識をもった経理課長候補の採用は、信濃橋税理士事務所の専門知識検定を受け平成28年7月15日付で採用しました。現行の経理体制は、総務課長兼経理課長、経理課長候補、経理担当3名となっています。今後の経理担当の中途採用については、今後も同様の手続きとします。また「せんいち」の経理担当者(管理本部長、経理課長、経理課長候補、経理担当3名)への教育は、上記bの契約の通り、信濃橋税理士事務所の所員から勉強会の形でスタートしました。さらに、平成28年8月から2回半年間、上記6人は、それぞれの能力を補強するため、外部の講習を受講する計画であります。

その他の子会社の経理担当者については、職務経験の長さから専門知識を十分に有していると判断していますが、平成28年8月の時点で不足分を確認した上で、適切な外部機関が行う講習会等を受講させます。

(ウ) その他の社内体制の改善

a すべての子会社に「倫理委員会」を設置

すべての子会社に社長を委員長とする倫理委員会を平成28年8月に設置し(委員は各部の責任者で構成、活動内容は内部通報制度で通報のあった内容分析と改善策の立案、社内風土に関わる課題の抽出と改善策の立案)上期末、下期末の年2回それぞれの取締役会で活動報告をし、さらに当社の経営会議で報告をします。

b 「せんいち」の人事賃金制度の検討、立案

平成28年8月に当社、「せんいち」でプロジェクトチームを発足し、平成28年12月までに、現在制度の存在しない退職一時金制度を当社や他の子会社の制度を参照して立案します。従業員への退職一時金制度の説明期間が必要なことや、事業年度のスタートの月から始めた方が、管理しやすいことから、平成29年4月から実施予定であります。

c 会議体の設置

経営者と管理部門との会議体のあり方も平成28年8月に検討し、平成28年9月より毎月1回会議を開催します。現在管理部門が抱えている問題点や課題を共通認識し、その解決策を検討する会とし

ます。

d 管理部門の行動管理

平成28年8月から管理部門の日常行動を行動管理用のフォーマットに記録させることで、各人の見える化が実施され、上司はその行動結果を確認することが可能となります。

e 「購買課」における運用の改善

平成27年5月に、管理本部内に「購買課」を設置し、従来工場部門内にありました原材料の購入機能を、そこに移管しました。これにより、原材料の購入について、購買課と工場部門で相互確認を行うことで、牽制機能が働くようになりました。更に今後は、歩留の改善状況や原材料価格の動向も踏まえて、その変化の都度「製品原価に占める原材料費比率」など、いくつかの「標準的な指標」の精度を購買課主導で高め、日常的には、その指標との“乖離”状況を把握し、平成28年9月から異変兆候を掴むようにしていきます。

イ ホウスイでの改善・再発防止策

(ア) 事業譲受時の対応の不十分さへの対応

a デューデリで判明した社内管理体制のリスクの対応

「せんにち」に対して、社長、管理本部長を当社から派遣し、デューデリを担当した公認会計士をアドバイザーとして、1年契約した体制をとりましたが、それが不十分でありました。今後、事業譲受や子会社化に際しては、次の点について留意し、対応して参ります。

- ・管理体制のリスクの中味の徹底分析(個々の担当者の業務知識不足、モラル欠如、チェック機能の有無の確認など)が必要となること。
- ・それらのリスク毎に、改善防止策をあらかじめ、きめ細かく立案して対処する必要があること。

今回の“事案”から得た教訓として、平成28年12月までに以上の留意点を明文化して、経営者の引継ぎ事項とします

b 事業譲受けの際の人員採用

事業譲受以前の千日総本社に勤務していた社員(除パート)と全員1人1人、せんにちの社長、管理本部長による面接を実施して採用を行いました。今後、事業譲受や子会社化に際しては、課長以上のキイになる幹部職員の採用は、慎重に対応します。面接員として、それぞれの専門分野の知識を有する者を用意して、専門的知識の水準等を確認した上で、採否を決めます。

c 事業譲受直後の支援

事業譲受後の「せんにち」の社内管理体制のリスクへの認識が不十分で、かつ当社にも、その応援体制にさける人材が不足していたこともあり、初期の支援体制が不十分でありました。次回以降は、管理体制のリスクの中味を分析し、個別リスクの重要度をみて、その重要度の高いリスクへの対応として、当社から初期の応援体制を行います。

d 当社としての「せんにち」に対する支援の強化

当初の支援が不足していた部分については、今より体制を立て直すために「せんにち」の経理関係者への教育は、信濃橋税理士事務所からは上記(2)、ア、(イ)の契約の通り、当社経理責任者についても、5月より月1回の適確な仕訳処理の教育をスタートしました。

e 「せんにち」の人事賃金制度の検討、立案

平成28年8月に当社、「せんにち」でプロジェクトチームを発足し、平成28年12月までに、現在制度の存在しない退職一時金制度を当社や他の子会社の制度を参照して立案します。平成29年4月に制度を導入予定であります。

(イ) 「せんにち」に対する監督機能の不備への対応

a 「せんにち」における役員の見直しと同社におけるガバナンスの強化

「せんにち」の非常勤会長は、当社の親会社の中央魚類の代表権のある副社長が就任し、常勤社長（取締役）は、子会社中央フーズの社長経験者として実績のある人材が就任しました、両名とも経営者としての実績も積んでおり、そのキャリアのなかでガバナンスの要諦も十分理解しており、ガバナンス体制の強化が図られたと考えております。また取締役にあらずる経営の責任をもつ役割として、執行役員制度を平成28年6月新たに設けました。管理本部長と営業本部長の2名を執行役員としました。管理本部を代表して、経営陣との意思疎通を円滑に行うことができるようにする目的であります。

b 倫理委員会の設置

すべての子会社に社長を委員長とする倫理委員会を設置し、上期末、下期末の年2回それぞれの子会社の取締役会で活動報告をし、そこで解決すべき課題があればそこで審議し、解決策を決定し実行します。更にもその内容を当社の経営会議で報告し、当社として支援する内容を決定し実行します。倫理委員会の活動は、平成28年8月より開始し、内部通報制度で通報のあった内容分析と改善策の立案、課長会その他会議での、社内風土に関わる課題の抽出とその改善策の立案を行う予定であります。

c 監査役会や監査役監査についての改善強化

常勤監査役は、当社の監査室と連携して下記dに記載のように範囲を広げて、業務プロセス評価を平成28年8月から行います。更に「せんにち」の「管理部門と経営との会議」にも都度出席し、管理部門の状況を把握します。

また「せんにち」の非常勤監査役を兼ねる当社の監査役からの情報や、上記会議の出席によって得た情報、更には監査室長のまとめた改善措置の進行状況を平成28年8月から監査役会で審議し、そこで出た課題を当社の取締役会に報告します。

d 内部統制監査の強化

当社の内部統制監査担当人員を平成28年4月に1名増員し、子会社の経理処理における仮払金、未収入金等不適切な処理のあった費目に対し業務プロセス評価を追加し、平成28年7月の監査より実施することとしました。

e 業務監査の充実

従来の期末在庫の監査の他に、現金実査やコンプライアンス、内部通報制度の状況等の監査を加えます。

その内容については、今後検討を続け適宜必要事項を追加していく予定であります。

(現金実査は平成28年7月より四半期毎、その他は平成28年10月から半期毎に実施)

(ウ) その他コンプライアンス意識の欠如等への対応

a コンプライアンス研修(含、内部通報制度の周知徹底)

当社のコンプライアンス担当役員、事務局で、平成28年5月の「せんにち」からスタートし、平成28年12月までに第1回目として、当社を含む全子会社の全事業所へ当社の倫理憲章の読み合わせ等によって、周知徹底します。その後については、最低1年に1回は繰り返し徹底します。

(3) 改善措置の実施に向けたスケジュール

改善措置項目	平成28年										平成29年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
せんにちにおける改善措置の実施スケジュール												
「せんにち」の牽制機能の形骸化への対応												
(ア)	a	職務区分、職務権限の明確化		見直し 実施								→
	b	外部の牽制機能の導入 (信濃橋税理士事務所の教育指導)		実施								→
(イ)		「せんにち」の経理担当の専門知識不足への対応 (経理課長候補の採用、経理担当者の教育)				課長候補採用	教育 実施					→
その他の社内体制の改善												
(ウ)	a	すべての子会社に「倫理委員会」を設置					設置		取締役 会報告			→
	b	せんにちの人事賃金制度の検討、立案					検討 開始			退職金 制度 立案	H29/4	実施
	c	管理部門と経営との会議体の設置					検討	実施				→
	d	管理部門の行動管理					実施					→
	e	購買課における運用の改善	H27/5 設置					実施				

改善措置項目	平成28年											平成29年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			
ハウスイにおける改善措置の実施スケジュール													
(ア)	事業譲受時の対応の不十分さへの対応（今後の事業譲受や子会社化に際する対応）												
	a	デューデリで判明した社内管理体制のリスクの対応				a、b、c は、今回の事案から得た教訓として、平成28年12月までに明文化して、経営者の引き継ぎ事項とする。							
	b	事業譲受の際の人員採用											
	c	事業譲受直後の支援											
当社としての「せんにち」に対する支援強化													
d	教育支援				支援							→	
e	人事賃金制度検討プロジェクト支援						支援				退職金制度立案	日29/4実施	
(イ)	「せんにち」に対する監査機能の不備への対応												
	a	「せんにち」における役員の見直しと同社におけるガバナンスの強化				役員改革							→
	b	「倫理委員会」報告への対応						支援	→	当社経営会議で報告			→
	c	監査役会や監査役監査についての改善強化						実施					→
	d	内部統制監査の強化				人員増強		実施					→
	e	業務監査の充実						実施					→
(ウ)	その他コンプライアンス意識の欠如等への対応												
	a	コンプライアンス研修(内部通報制度の周知徹底)				実施							→
その他	当社「取締役会」において、改善措置の実行状況、確認と推進						実施					→	

3. 投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

この度の当社子会社における不適切な会計処理の発生により過年度決算を訂正することとなり、株主、投資家並びに関係各位に大変なご心配とご迷惑をおかけするとともに、上場会社として重大な責任があるとして反省し深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、再びこのような不祥事を起こさないように再発防止策をグループ一丸となって確実に実行し、信頼の回復に努めてまいります。

以上